

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯	
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00	
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)			
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00	
◇不動産相談	毎月第3水曜		
◎障害児者相談	毎月第3木曜		
保険・年金相談	毎月第4水曜		
◎女性相談	毎月第4金曜		
*法律相談	毎月第2金曜		10:00～16:00

◎電話による相談も可。

◇9・12月は司法書士が応相談。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料での相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 高齢者総合相談

日時 毎週月～金曜日 8時30分～17時30分

※土・日曜日は要望により対応します

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター

☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 NPO 法人たけはらふれあい館

(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※9/23(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談日

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691



## 特設登記・人権相談所

日時 9月20日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## なりすまし詐欺に注意!

市内において、息子になりすました男から電話がかかってきて、「風邪をひいたが保険証がない」、「女性を妊娠させてしまったので、慰謝料が必要になった」などと言って、お金を振り込ませようとする詐欺が連続して発生しています。

被害にあわないために、お金をすぐ振り込むことはせず、怪しい電話があった場合は、すぐに110番通報してください。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

竹原警察署 ☎ 22-0110

## 全国一斉! 法務局休日相談所

日時 9月23日(日) 10時～15時

場所 広島法務局東広島支局

(東広島市西条朝日町9番11号)

相談内容 登記、境界、遺言、戸籍、供託、  
人権(無料相談、秘密厳守)相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調  
査士、公証人、人権擁護委員

問い合わせ 広島法務局東広島支局

☎ 082-423-7707

## 消費生活相談室便り

## 投資用マンションの勧誘にご注意!

(相談内容)

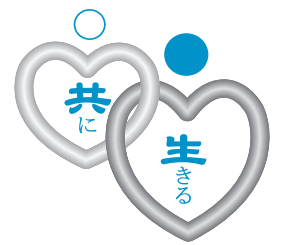
職場への投資用マンションの勧誘電話がしつこく、5分だけ、と断るつもりで営業員と喫茶店で会うことにした。ところが3時間以上も話を聞かされた挙句、契約書を書いてしまった。断るつもりだったのにこのようなことになり、とても後悔している。解約することはできないだろうか。(アドバイス)

投資用マンションの勧誘電話にかかるトラブルは依然として多く、冷静さを失わせて契約させることが目的と思われるため、不審に感じたら毅然とした態度で「興味がありません」と短く伝え電話を切ります。職場では、個人でなく全体で対応すると良いでしょう。事例のケースにおいては、契約後8日以内であればクーリングオフが可能です。

昨年10月に宅地建物取引業法が改正され、①勧誘の際事業者名や勧誘目的等を告げない行為②勧誘を断る旨の意思を示した者への勧誘継続③その他深夜または長時間の勧誘などが禁止されました。これらの悪質行為があった場合、当該事業者の登録している担当行政庁(国土交通省、都道府県など)への相談も一案です。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



# みんなが幸せを感じる社会づくり

## 「人権」とは何だろう

みなさんは「人権」という言葉を聞いてどのようなことを思い浮かべますか？「何だか難しい」「自分には関係ないのでは」といったイメージを持っていませんか。

「人権」は決して難しいものではありません。私たちはだれもが人として尊ばれ、幸せになりたいと願っています。この幸せに自分らしく生きる権利を「人権」と言い、すべての人が生まれながら等しくもっている権利なのです。

## ともに尊重しよう！

私たちは、日々の生活の中で様々な願いを持ち、願いが叶うよう努力をしています。

しかしながら、今日においても部落差別をはじめ、女性、障害の

ある人、高齢の人、子ども、外国の人々が、本人に責任のない理由で不当な扱いを受けるといった人権問題が後を絶ちません。

「人権」は私たちみんなが平等に保障されている権利です。自分の人権と同時に、他の人の人権にも理解を深めることが必要です。そして、お互いの人権に配慮しながら生活することで、すべての人が大切にされる社会が実現します。他の人の人権を守ることは、ひいては自分の人権を守ることにつながっているのです。

## ともに学習しよう！

みなさんは「竹原市人権教育推進協議会」を知っていますか。

通称「人権協」と言い、民主主義社会の実現と、あらゆる差別を解消することを目指して「人権教育・人権啓発」を推進するため昭和44（1969）年に結成しました。

人権協は、就学前教育・学校教育・社会教育の3つの部会に分かれ、それぞれの立場から一人ひとりが大切にされる社会を築くための取組みを推進しています。

その中の社会教育部会では、市内10か所の地域で「各町・地区人権協」を組織し、自治会・公民館・女性会・学校・市の職員等が連携して、公民館等で人権をテーマと

したコンサートや演劇・講演会などを開催しています。

日々の生活の中で、つい無関心になりがちな「人権」について、地域で開催する学習会に参加し、共に学びあいましょう。



▲地域で開催した学習会の様子

## 気づきから始めよう！

私たちは、家庭や地域・職場などで、気づかないうちに相手の気持ちを傷つけたり、自分の勝手な思い込みにより偏った見方や考え方をすることがあります。

毎日の何気ない出来事の中にも「人権」が深く関わっていることに気づくため、積極的に「人権」について学びましょう。そして、その学びの積み重ねにより、みんなが幸せを感じる社会を私たち一人ひとりの力で築いていきましょう。

## ご相談ください！

人権センターでは、生活相談を中心に、様々な人権問題をはじめ、あらゆる生活上の相談に応じます。

必要に応じて関係機関とも連携しています。気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

## 問い合わせ

人権センター  
☎ 22-3726

## 全国一斉

### 「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月10日（月）～9月16日（日）を全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 ☎ 0570-003-110（全国共通人権相談ダイヤル）

相談時間 8時30分～19時（ただし、土・日曜日は10時～17時）

実施機関 広島法務局、広島県人権擁護委員連合会